

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「レーティングズ・サービス」)の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュアリティ・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2014年7月

債券売出届出目論見書



Experts in international financing

スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行 2019年8月14日満期
円建 為替トリガー早期円償還条項
デジタルクーポン ブラジルリアル／日本円連動債券

－ 売 出 人 －

S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うスウェーデン輸出信用銀行2019年8月14日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル／日本円連動債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成26年7月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

本債券の満期償還額は、日本円／ブラジルリアル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。また、本債券は、本債券の要項に従い、早期償還されることがあります。本債券の利払期日に適用される利率についても、外国為替相場の変動により差異が生じます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」をご参照下さい。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐え得る投資家のみが本債券への投資を行って下さい。

売出債券に関するリスク要因

本債券への投資のリターンは、日本円／ブラジルレアル間の為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。本債券への投資を予定する投資家は、本債券へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

価格変動リスク

本債券の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本債券を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本債券の元本および利息は日本円／ブラジルレアル間の為替レートに連動した円貨額により支払われる。したがって、利払期日または満期前の各本債券の価値は、日本円／ブラジルレアル間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

利率変動リスク

本債券の利率は、2014年11月14日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2015年2月14日以降の各利払期日については、日本円・ブラジルレアル間の為替レートにより適用される利率が変動する。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高の場合、関連する連動利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

投資利回りリスク

本債券の満期償還額が額面金額を下回る場合には、本債券の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本債券よりも有利な条件の類似する債券が同一の発行者から発行される可能性もある。

早期償還による再運用リスク

本債券は、満期償還日より前に償還されることがある。この場合、償還された金額を再運用するときの利回りが、仮に本債券が存続した場合の利回りを下回ることがある。

信用リスク

本債券には発行者の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行者の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われられない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本債券も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行者の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本債券が発行される国や償還通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本債券の償還金額の円貨への交換や送金ができない場合または本債券の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「8 課税上の取扱い、(2) 日本国の租税」を参照のこと。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 26 年 7 月 23 日

【発行者の名称】 スウェーデン輸出信用銀行
(AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)

【代表者の役職氏名】 社長 カトリン・フランソン
(Catrin Fransson - President)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 犬 島 伸 能

【住所】 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-3288-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 犬 島 伸 能

【住所】 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-3288-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集債券に関する基本事項	1
第2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	3
3 償還の方法	7
4 元利金支払場所	9
5 担保又は保証に関する事項	11
6 債券の管理会社の職務	12
7 債権者集会に関する事項	12
8 課税上の取扱い	13
9 準拠法及び管轄裁判所	15
10 公告の方法	16
11 その他	16
第3 資金調達の目的及び手取金の使途	19
第4 法律意見	19
第二部 参照情報	20
第1 参照書類	20
第2 参照書類の補完情報	20
第3 参照書類を縦覧に供している場所	20
提出者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	21
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを 要約した書面	23

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

(1)【売出人】

会社名	住所
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【売出債券の名称及び記名・無記名の別】	スウェーデン輸出信用銀行 2019年8月14日満期 円建為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券 (以下「本債券」という。) 無記名式(注5)(注9)
(3)【券面総額】	100億円(予定)(注1)
(4)【各債券の金額】	100万円(各本債券の額面金額および計算基礎額)(注4)
(5)【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 100億円(予定)(注1)
(6)【利率】	各本債券の計算基礎額に対して、 (i) 2014年8月14日(当日を含む。)から2014年11月14日(当日を含まない。)までの期間： 年率(未定)% (年5.00%以上年9.00%以下を仮条件とする。) (ii) 2014年11月14日(当日を含む。)から満期償還日または(場合により)強制早期償還日(いずれも当日を含まない。)までの期間： (イ) 関連する利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合 年率(未定)% (年5.00%以上年9.00%以下を仮条件とする。) (ロ) 関連する利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高である場合 年率0.10% (注1)(注2)

(7) 【償還期限】	2019年8月14日（ロンドン時間）（注3）
(8) 【売出期間】	2014年8月6日から2014年8月13日まで（注10）
(9) 【受渡期日】	2014年8月15日（日本時間）（注10）
(10) 【申込取扱場所】	売出人の本店、日本における各支店および各営業所ならびに下記注記記載の登録金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注4）

(11) 【売出しの委託契約の内容】

該当なし

(12) 【債券の管理会社】

該当なし

財務代理人

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

(以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を含む。)

(13) 【振替機関】

該当なし

(14) 【財務上の特約】

担保提供制限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）をも設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は100億円（予定）である。本債券の発行に関する未定および予定の条件は、需要状況を勘案した上で、2014年8月初旬までに決定される予定である。なお、最終的に決定される券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また利率は、上記の仮条件と相違する可能性がある。

(注2) 利率判定日、参照為替および利率判定為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、強制早期償還日の定義については「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を参照のこと。

(注3) 本債券の満期償還は、2019年8月14日（以下「満期償還日」という。）において、下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」に従い、日本円によりなされるが、最終償還判定日の参照為替が償還判定為替を下回る場合、償還金額が日本円・ブラジルレアル間の為替相場の影響を受ける。最終償還判定日および償還判定為替の定義については、下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を参照のこと。

また、本債券は、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」に記載するとおり、日本円・ブラジルレアル間の為替相場の変動により、関連ある強制早期償還日に強制早期償還される可能性がある。その他の早期償還については下記「3

償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」、「3 償還の方法 (4) 違法性を理由とする早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

- (注 4) 売出人は、金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた金融機関 (以下「登録金融機関」という。) および同法第 66 条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱いに関する金融商品仲介業務を一部委託している。

本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。なお、本債券の券面に関する事項については下記「11 その他 (2) 本債券の様式」を参照のこと。

本債券についての申込単位は、100 万円の整数倍とする。

- (注 5) 本債券は、スウェーデン輸出信用銀行の金額無制限継続債券発行プログラム (以下「プログラム」という。) および本債券に関するプライシング・サブメント (以下「関連プライシング・サブメント」という。) に基づき、2014 年 8 月 14 日 (以下「発行日」という。) (注 10) に発行され、売出人と同一グループ会社である英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

- (注 6) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法 (その後の改正を含む。) (以下「証券法」という。) に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986 年合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

- (注 7) 本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行 (Aktiebolaget Svensk Exportkredit) を指す。発行者の事業年度は 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日までである。

- (注 8) 別段の記載のない限り、本書中の「ブラジルレアル」または「レアル」はブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジルレアルを、「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する 1998 年 5 月 3 日の EU 理事会規則 No 974/98 の第 2 条 (その後の修正を含む。) に定義されているものを指す。2014 年 7 月 22 日現在における株式会社三菱東京 U F J 銀行発表の (i) クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 クローナ=15.22 円、(ii) ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 ユーロ=138.74 円および (iii) 米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 米ドル=102.48 円、ならびに 2014 年 7 月 18 日 (サンパウロ時間) のブルームバーグページ <BZFXJPY Index > における円/ブラジルレアル・レート (1 ブラジルレアルあたりの円の仲値の数値) は 45.34 円/ブラジルレアルであった。

- (注 9) 本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

本書の日付現在、発行者は、その長期非劣後債券 (外貨建) につき、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (以下「ムーディーズ」という。) より Aa1 の格付を、またスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス (以下「S&P」という。) より AA+ の格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在において個別の格付は取得していない。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社 (登録番号: 金融庁長官 (格付) 第 2 号) およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 (登録番号: 金融庁長官 (格付) 第 5 号) が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (ムーディーズ日本語ホームページ (http://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx) の「信用格付事業」のページ) にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード & プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

- (注 10) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね 1 週間程度の範囲で繰り下げることがある。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率 (年率) で、利息起算日である 2014 年 8 月 14 日 (当日を含む。) からこれを付し、満期償還日の 2019 年 8 月 14 日 (当日

を含まない。)まで、2014年11月14日をはじめとする毎年2月14日、5月14日、8月14日および11月14日(以下それぞれ「利払期日」という。)に、利息起算日(当日を含む。)または直前の利払期日から当該利払期日(当日を含まない。)までの期間(以下それぞれ「利息期間」という。)について日本円で後払いされる。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2014年8月14日(当日を含む。)から2014年11月14日(当日を含まない。)までの期間(以下「固定利息期間」という。)については、年率(未定)% (年5.00%以上年9.00%以下を仮条件とする。)。すなわち、各本債券の計算基礎額につき、2014年11月14日に、その日(当日を含まない。)までの利息として、(未定)円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2014年11月14日(当日を含む。)から満期償還日(当日を含まない。)までの期間(以下「連動利息期間」という。)については、2015年2月14日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日(以下「連動利払期日」という。)に、各連動利払期日(当日を含まない。)までの3ヵ月間の期間についての利息(以下「連動利息額」という。)が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる各本債券の計算基礎額当たりの利息額は、計算代理人の単独の裁量により以下に従って決定される。
 - (i) 関連する利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合、関連する利息期間に適用される利率は、年率(未定)% (年5.00%以上年9.00%以下を仮条件とする。)とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券の計算基礎額につき、(未定)円とする。
 - (ii) 関連する利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高である場合、関連する利息期間に適用される利率は、年率0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券の計算基礎額につき、250円とする。

利払期日が営業日(下記「4 元利金支払場所(7)」に定義される。)でない場合には、当該利払期日は翌営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

計算代理人は、各本債券の利息額および/または計算代理人が決定する必要があるその他の金額を決定した後、可及的速やかに、かつ2営業日以内に、関連ある支払代理人、発行者および本債券の所持人にかかる計算を通知するものとする。計算代理人は、関連ある利息期間の延長または短縮が行われる場合、通知をすることなしに利息額を再計算する権利を有する。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「計算代理人」とは、(未定)または正当に授権されたその承継者をいう。

「参照為替」とは、関連する決定日における PTAX JPY レート(以下に定義する。)の売値および買値の算術平均の逆数をいう。ただし、かかる逆数は、小数第3位を四捨五入する。PTAX JPY レートに関し、価格参照元障害が発生した場合、参照為替は、米ドル円参照レート(下記に定義される。)をBRL12で除して得られる(かかる両レートが利用可能な場合)数値(小数第3位を四捨五入)をいう。(a) 適用ある決定日に(i) PTAX JPY レート、および(ii) BRL12もしくは米ドル円参照レートが利用可能でない場合、または(b) 適用ある決定日にエマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーション(以下「EMTA」という。)に規定される方法によ

り要求された BRL12 が十分な回答が得られなかったことにより入手できない（と計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する）場合には、参照為替は、計算代理人の単独の裁量により、関連する市場慣行を考慮に入れ、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定される。

「決定日」とは、(i) 利率判定日については、利払期日に関連する支払日の 15 営業日前の日をいい、(ii) 強制早期償還判定日については、強制早期償還日に関連する支払日の 15 営業日前の日をいい、(iii) 最終償還判定日については、満期償還日に関連する支払日の 15 営業日前の日をいい、(iv) 本債券におけるその他の支払については、かかる支払期日の 15 営業日前の日をいう。

「EMTA ブラジルリアル暫定調査レート」または「BRL12」とは、決定日に関し、かかる日の午後 3 時 45 分頃（サンパウロ時間）または当該日のその後の実務上可能な限り早い時間に EMTA のウェブサイト (www.emta.org) で公表される 1 米ドルあたりのブラジルリアルの額として表示される米ドルのためのブラジルリアル/米ドル直物レートをいう。直物レートは、EMTA ブラジルリアル暫定調査方法論（EMTA ブラジルリアル暫定調査レートを決定するためにブラジルリアル/米ドル直物市場のアクティブな参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。）に従って EMTA（または EMTA がその独自の裁量により選択するサービス提供者）により計算される。

「基準為替」とは、発行日の参照為替をいう。

「価格参照元障害」とは、(i) PTAX JPY レートが利用できない場合、または (ii) 決定日において PTAX USD レート（以下に定義される。）が BRL12 から 3%を超えて乖離する場合をいう。

「支払日」とは、本債券に関して支払われるべき金額の支払を要する日をいい、かかる日は、「4 元利金支払場所 (7)」の規定に従って調整されることがある。

「PTAX JPY レート」とは、決定日に関し、午後 1 時 15 分頃（サンパウロ時間）までに取引コード PTAX 800（「Consulta de Cambio」または「Exchange Rate Inquiry」）の Option 5 の数値（「Cotacões para Contabilidade」または「Rates for Accounting Purposes」）として SISBACEN データ・システム上にブラジル中央銀行が公表し、ブルームバーグページ<BZFXJPY Index>（またはかかるブラジルリアル/円為替レートを表示する代替ページもしくはサービス）またはブラジル中央銀行のウェブサイト (<http://www.bcb.gov.br/?english>) に表示される 1 円あたりのブラジルリアルの数値として表示されるブラジルリアル/円為替レートをいう。ただし、ブルームバーグページ<BZFXJPY Index>に表示される PTAX JPY レートがブラジル中央銀行のウェブサイトに掲載される PTAX JPY レートと異なる場合は、ブラジル中央銀行のウェブサイトに掲載される PTAX JPY レートが優先される。

「米ドル円参照レート」とは、決定日に関し、かかる日の午後 4 時（ニューヨーク時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNW」に表示される 1 米ドルあたりの日本円の数値として表示される円/米ドル為替レートの直物相場仲値（すなわち、JPNW ページの売値および買値の算術平均）をいう。当該レートが利用不可能な場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で参照為替を決定する。

「PTAX USD レート」とは、決定日に関し、午後 1 時 15 分頃（サンパウロ時間）までに取引コード PTAX 800（「Consulta de Cambio」または「Exchange Rate Inquiry」）の Option 5 の数値（「Cotacões para Contabilidade」または「Rates for Accounting Purposes」）として SISBACEN データ・システム上にブラジル中央銀行が記録し、ブルームバーグページ<BZFXPTAX Index>（またはかかる米ドル/ブラジルリアル商業為替レートを表示する代替ページもしくはサービス）またはブラジル中央銀行のウェブサイト (<http://www.bcb.gov.br/?english>) に表示される 1 米ドルあたりのブラジルリアルの数値として表示される米ドル/ブラジルリアル・商業為

替レートをいう。ただし、ブルームバーグページ<BZFXPTAX Index>に表示される PTAX USD レートがブラジル中央銀行のウェブサイトに掲載される PTAX USD レートと異なる場合は、ブラジル中央銀行のウェブサイトに掲載される PTAX USD レートが優先される。

「取引日」とは、2014年7月31日をいう。

「利率判定日」とは、決定日をいう。

「利率判定為替」とは、基準為替から9.00円を引いて得られるレートをいう。

「ブラジルリアル」または「リアル」には、ブラジル連邦共和国の法定承継通貨（以下「承継通貨」という。）が含まれるとみなされる。取引日以降、最終償還判定日以前のいずれかの時に、ブラジル連邦共和国が取引日現在に有効であったその通貨または承継通貨（以下「原通貨」という。）を別の承継通貨のために適法に廃止し、変換し、通貨の呼称単位を変更し、または交換する場合、本債券に基づくかかる通貨の額を計算するため、および本債券の決済を有効に行うために、原通貨は、計算代理人が決定する原通貨の額を原通貨に対する承継通貨の比率で乗じることにより承継通貨に転換される。かかる比率は、計算代理人の決定により、廃止、変換、呼称単位の変更または交換が行われた日に原通貨を承継通貨に転換するためにブラジル連邦共和国が設定した交換レートに基づき計算される。かかる日が複数ある場合には、かかる計算または決済に関連する日の直近の日を選択するものとする。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、(i) 当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または(ii) 財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から7日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日目の日（ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、本「2 利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

「償還金額」とは、適宜、下記「3 償還の方法」の「(1) 満期における償還」、「(2) 強制早期償還」、「(3) 税制上の理由による早期償還」、「(4) 違法性を理由とする早期償還」または下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」により償還される償還金額を意味する。

- (2) 各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に、2014年8月14日（当日を含む。）から2014年11月14日（当日を含まない。）までの間の期間については本「2 利息支払の方法 適用利率の決定 (1)」に記載の利率を、また2014年11月4日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの間の期間については本「2 利息支払の方法 適用利率の決定 (2)」の規定に従って得られる利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗じて得られた数値（1円未満を四捨五入）に、更に本債券の額面金額を計算基礎額で除した割合を乗ずることにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、下記「4 元利金支払場所」の規定に従い、各本債券は、発行者により2019年8月14日に、以下に従って最終償還判定日に計算代理人が決定する金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

(i) 最終償還判定日の参照為替が、償還判定為替（以下に定義する。）と等しいかそれを上回る円安の場合、満期償還額は、各本債券の計算基礎額につき100万円とする。

(ii) 最終償還判定日の参照為替が、償還判定為替を下回る円高の場合、満期償還額は、以下の算式に従って計算される円貨額となる（1円未満を四捨五入）。

$$\text{満期償還額} = 100 \text{ 万円} \times \frac{\text{最終償還判定日の参照為替}}{\text{基準為替}}$$

本項において、

「最終償還判定日」とは、決定日をいう。

「償還判定為替」とは、基準為替から13.00円を引いて得られるレートをいう。

満期償還額が決定され次第、計算代理人は財務代理人に対しかかる満期償還額を通知し、財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、発行者および本債券の所持人に対し同様の内容を通知する。

(2) 強制早期償還

いずれかの強制早期償還判定日（以下に定義する。）において、参照為替が強制早期償還判定為替（以下に定義する。）と等しいかそれを上回る円安になったと計算代理人が決定した場合（下記「11 その他(9) 計算代理人」の規定に従う。）、各本債券は、本債券の所持人に通知することなく、関連する強制早期償還日（以下に定義する。）にそのすべて（一部は不可）が各本債券の計算基礎額につき100万円で強制早期償還される。

「強制早期償還判定日」とは、決定日をいう。

「強制早期償還日」とは、2014年11月14日（当日を含む。）から2019年5月14日（当日を含む。）までの毎年2月14日、5月14日、8月14日および11月14日をいう。かかる強制早期償還日が営業日ではない場合、強制早期償還日は翌営業日まで延期される。

「強制早期償還判定為替」とは、以下に記載された強制早期償還日に対応する、以下の表に記載された為替をいう。

強制早期償還日	強制早期償還判定為替
2014年11月14日	基準為替 + 1.50円
2015年2月14日	基準為替 + 1.00円
2015年5月14日	基準為替 + 0.50円
2015年8月14日	基準為替
2015年11月14日	基準為替 - 0.50円
2016年2月14日	基準為替 - 1.00円
2016年5月14日	基準為替 - 1.50円
2016年8月14日	基準為替 - 2.00円
2016年11月14日	基準為替 - 2.50円
2017年2月14日	基準為替 - 3.00円
2017年5月14日	基準為替 - 3.50円
2017年8月14日	基準為替 - 4.00円
2017年11月14日	基準為替 - 4.50円
2018年2月14日	基準為替 - 5.00円
2018年5月14日	基準為替 - 5.50円
2018年8月14日	基準為替 - 6.00円
2018年11月14日	基準為替 - 6.50円
2019年2月14日	基準為替 - 7.00円
2019年5月14日	基準為替 - 7.50円

計算代理人は、強制早期償還判定日において強制早期償還を生ぜしめる事由の発生の有無を判断した後実務上可能な限り速やかに、かつ2営業日以内に、財務代理人および発行者にその旨通知し、財務代理人は下記「10 公告の方法」に従い本債券の所持人にその旨通知する。

(3) 税制上の理由による早期償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30日以上60日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、市場価値償還額をもって、その全部（一部は不可。）を（i）固定利息期間については随時、（ii）固定利息期間以外の期間については関連ある利払期日に償還することができる。本書において、「市場価値償還額」とは、経過利子を含む（もしあれば）計算代理人の単独かつ完全なる裁量で決定される本債券の市場価値（市場実勢金利および本債券に含有される信用リスクを参照するが、それらに限らない。）から、早期償還の結果、発行者が負担することとなった裏付となる、および／または関連するヘッジの取決め清算の為の合理的な費用を控除した金額をいう。

（イ）発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管轄裁判所の判決を含む。）の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

（ロ）発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の（i）90日以上前（固

定利息期間について)、(ii) 直前の利払期日の 60 日以上前(固定利息期間以外の期間について)にはなされないものとする。

本段落に基づく償還通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会(Executive Committee)の2名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

(4) 違法性を理由とする早期償還

本債券に基づく発行者の義務の履行または本債券に基づく発行者のポジションをヘッジするためのあらゆる取り決めが、全部または一部を問わず、現在または将来において適用ある、政府、行政、立法もしくは司法に関する権限を有する者による法、規則、規制、判断、命令もしくは通達を遵守した結果またはそれらの解釈により、非合法、違法もしくは禁止事項となった、またはそうなるであろうと計算代理人が誠意をもって決定した場合には、発行者は、下記「10 公告の方法」に従い 3 日以上 30 日以下の事前の通知(かかる通知は取消不能とする。)を所持人に対して行った後、本債券の全部(一部は不可)を市場価値償還額で償還することができる。

(5) 買入消却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、(期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として)即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

4【元利金支払場所】

(1) 当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)

ルクセンブルク市 L-1115 ブールバール・コンラート・アデナウアー 2

(2 Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxembourg)

ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ (アイルランド) リミテッド

(Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited)

アイルランド ダブリン 1 インターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター
ハーバーマスター・プレイス 5

(5 Harbourmaster Place, International Financial Services Centre, Dublin 1, Ireland)

(以下「支払代理人」といい、財務代理人契約(下記「6 債券の管理会社の職務」に定義される。)に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。)

発行者は、いつでも、支払代理人(財務代理人を含む。)の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人もしくは計算代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は、常に(i)財務代理人を維持し、(ii)2000年11月26日から同年11月27日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令(European Council

Directive) 2003/48/EC その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、税金を源泉徴収または控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を維持し、(iii) FATCA 源泉徴収（以下に定義する。）を控除されることなく本債券に基づく支払を受領する権利を有する支払代理人を維持し、また (iv) 計算代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。計算代理人、支払代理人またはそれらの指定事務所の変更の通知は、「10 公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

- (2) 元本：元本の支払は、東京に所在する銀行宛振出の円建小切手により、または受取人が東京に所在する銀行に維持する円建の口座への送金により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

利息：利息の支払は、下記 (3) を条件として、上記元本の場合と同じ方法により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払：(i) 発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支払代理人を指名する場合、(ii) 当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および (iii) 支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所で行なわれる。

- (3) 支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外（または上記 (2) の第 3 段落により許容される場合にはニューヨーク）に所在する支払代理人の指定事務所において、関連ある本債券を呈示することによってのみなされる。

- (4) 財務法に従った支払：本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、(i) 支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとし、また、(ii) 下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」の規定にかかわらず、1986 年合衆国内国歳入法第 1471 条 (b) 項に記載された契約に従って要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他の同歳入法第 1471 条から第 1474 条、同歳入法に基づく規定もしくは契約、その正式な解釈、もしくはこれらに対する政府間の提案を実施するあらゆる法律に従って課税される源泉徴収もしくは控除に従うものとする（以下「FATCA 源泉徴収」という。）。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。

- (5) 固定利息の利札については、本債券が、これに関するすべての期限未到来の利札が付されずに呈示された場合は、欠缺利札の総額に等しい金額が支払われるべき元本金額から差し引かれる。ただし、支払可能な総額が支払われるべき元本金額に満たない場合は、当該欠缺利札の総額のうち、実際に支払可能な総額の支払われるべき元本金額に対する割合に相当する金額が差し引かれる。

このようにして差し引かれた元本金額はそれぞれ、関連ある欠缺利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えに支払われる。

- (6) 変動利息の利札については、上記「3 償還の方法」の「(2) 強制早期償還」、「(3) 税制上の理由による早期償還」および「(4) 違法性を理由とする早期償還」ならびに下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」による早期償還日に、本債券に関連ある期限未到来の利札（本債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払はなされない。

- (7) 本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され、その所持人は、かかる期日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。かかる調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) TARGET 日（以下に定義する。）にあたる日、かつ商業銀行および外国為替市場がロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて一般に支払の決済を行う日であり、(b) (i) 呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また (ii) 口座への送金による支払の場合は、TARGET 日にあたる日、かつロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて外国為替取引が行われる日であり、また (B) 利息の発生、償還金額の計算、ならびに本書に基づいて必要とされるその他の計算、決定および評価を行うこと、または通知勧告を行うことに関連する事項については、「営業日」とは、TARGET 日にあたる日、かつロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて営業を行っている日をいう。

「TARGET 日」とは、TARGET (Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer) システム (2007 年 11 月 19 日に開始された TARGET2 として知られている。) が利用可能な日をいう。

- (8) 支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。
- (9) 大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また (すべての経過利息とともに元本を完済する場合には) 大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようにする。
- (10) 計算代理人が、誠実に、その単独かつ完全なる裁量により、発行者の支配の及ばない事由により円で支払うことができないと判断する場合 (以下「通貨障害事由」という。)、通貨障害事由の発生後に本債券または利札に関して支払われるべき金額の支払は、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、米ドルまたはユーロ (円建の当該支払われるべき金額と同等の金額) で行われるものとする。通貨障害事由の通知 (かかる通知は取消不能とする。) は、下記「10 公告の方法」に従って所持人になされるものとする。

5 【担保又は保証に関する事項】

本債券は、法律により (ただし、契約にはよらない。) 強制的に優先される債務を除き、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者のその他のすべての現在および将来における未履行の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権 (法律の適用により発生する先取特権を除く。)、質権その他の担保権 (ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。) も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし

財務代理人の職務

- (1) 発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額（場合による。）を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息（場合による。）に相当する金額を支払う。

発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において（ただし、期限が到来しているか否かを問わない。）、財務代理人は、当該支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4 元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。

- (2) 本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。

- (3) 財務代理人は、発行者、ドイチュ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチュ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー、ドイチュ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびドイチュ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドとの間で締結された2014年4月4日付財務代理人契約（その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。）に定めるその他の義務および職務を遂行する。

7【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を有する。

発行者は、何時にても債権者集会を招集することができ、または本債券の元本残高の10分の1以上を有する本債券の所持人の書面による要求があった場合には、本債券の債権者集会を招集しなければならない。招集の日時および場所を記載した少なくとも21日前の通知が本債券の所持人に付与される。

かかる集会において、本債券もしくは議決権証書を保有しているか、または代理人であり、かつ本債券の元本残高の過半数を保有し、もしくは代表する1名以上の者（発行者およびそのノミニーを除く。）が出席した場合には、議題の審議のための定足数を構成する。

集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方に関して、本債券の所持人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。

債権者集会は、本債券に関して、要項中の規定に従うことを条件として、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」第17項以前に記載されている規定により付与される権限に加えて、当該「債権者集会に関する規定」により第三者に付与される権限を損なうことなく、特別決議により行使可能な次の権限を有する。

- (a) 本債券の所持人または利札の所持人の発行者に対する権利に関して、かかる権利が本債券その他に基づき生じるかどうかにかかわらず、変更、廃止、修正、和解または調整につき、発行者の提案を承認する権限。

- (b) 本債券を、発行者もしくは設立済もしくは設立予定のその他の法人の他の債務証書もしくは証券に交換、代替または転換することを承認する権限。
- (c) 本債券もしくは利札、要項、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」または財務代理人契約に記載されている条項に関して、発行者が提案する変更に同意する権限。
- (d) 本債券に適用される要項に基づく義務の発行者による違反もしくはそのおそれ、または本債券に適用される要項に基づき債務不履行事由を構成することになる作為もしくは不作為に関して、権利を放棄し、または容認する権限。
- (e) 財務代理人またはその他の者に対して、特別決議を実行し、その効力を発生させるために必要な一切の書類、行為および事項の協力、作成および実施を授権する権限。
- (f) 本債券に適用される要項に基づき特別決議により付与されることが必要な権能、指図または承認を付与する権限。
- (g) 本債券に関して、本債券の所持人の権利を代表する受任者として、何人（本債券の所持人であるかどうかを問わない。）かを任命し、またかかる本債券の所持人が特別決議により自ら行使することができる権能または裁量権を、当該受任者に付与する権限。

適法に招集され、開催された本債券に関する債権者集会で可決された特別決議は、当該集会への出席の有無を問わず、すべての本債券の所持人を拘束し、また本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとし、かつこれに応じて、本債券および利札の各所持人は、本債券に関して、かかる決議の効力を承認することを義務づけられるものとする。かかる決議の可決は、当該決議がなされた状況が可決を正当化するものであったことの確定的な証拠であるものとする。

「特別決議」とは、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」の条項に従い適法に招集され、開催された本債券の債権者集会において、行使された議決権の4分の3以上の多数により可決された決議を意味する。

8【課税上の取扱い】

(1) スウェーデン王国の租税

(i) 追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類の税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人（場合による。）が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札（場合による。）に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払われない。

- (イ) 本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。
- (ロ) 所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。
- (ハ) 関連日後30日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる30日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

(ニ) かかる源泉徴収または控除が、個人または欧州理事会指令（European Council

Directive) 2003/48/EC で定義された意味における残余事業体への支払に対して課されたものであり、また 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 2003/48/EC、その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収または控除がなされるよう要求される場合。

(ホ) 関連ある本債券または利札を欧州連合加盟国における他の支払代理人に対して呈示することによりかかる源泉徴収または控除が回避されたであろう当該本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。

本書における「関連日」とは、(a) かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または (b) 財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、「10 公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日を指す。

本債券に関する元本および利息には、本「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

(ii) 課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

(2) 日本国の租税

以下は、2014 年 7 月 23 日現在公布されている日本国の租税に関する法令に基づく、日本国の居住者である個人および内国法人についての本債券に関する課税の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、国税と地方税が源泉税として課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき本債券の利息は、原則として、国税と地方税の申告分離課税の対象となる。

本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、明確

な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1 (3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を下回る場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差損として取り扱われるものと思われる。償還差損が日本国の居住者に帰属する場合は家事上の損失もしくは利子所得を得るための支出とする見解がみられるが、それによると、個人投資家において発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。また当該償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる課税所得から差し引かれる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差益は、国税と地方税の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の取扱いは明確ではないが、その譲渡益は原則として非課税になると思われる。ただし、債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が 100 分の 150 以上である債券(利子を付さない期間があるものを含む。)については、租税特別措置法第 37 条の 16 および租税特別措置法施行令第 25 条の 15 に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本債券は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が 100 分の 150 以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。また、内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡益は、国税と地方税の申告分離課税の対象となる。

なお、2016 年 1 月 1 日以後に申告分離課税の対象となる、本債券の利息、償還差損益、および譲渡損益は、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

(1) 準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者によって作成された 2014 年 4 月 4 日付約款（その変更または補足を含み、以下「約款」という。）ならびにそれらに起因もしくは関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠する。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

(3) 適切な法廷

発行者は、英国の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英国の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

(4) 英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記(2)の規定は、所持人のみのためのものである。したがって、本「9 準拠法及び管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

(5) 送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達を要するその他の書面が現在はロンドン市 NW1 5RA、オールド・メルルボーン・ロード 259-269 (259-269 Old Marylebone Road, London NW1 5RA)（またはその時々における英国における住所）に所在するビジネススウェーデン - スウェーデン貿易投資公団 (Business Sweden - The Swedish Trade and Invest Council) のその時々における商務参事官 (Trade Commissioner) に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任する。かかる選任が 15 日以内に行われないうときには上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英国およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

10 【公告の方法】

すべての本債券が恒久大券（または恒久大券および仮大券）により表章され、かかる恒久大券（または恒久大券および仮大券）がユーロクリアまたはクリアストリーム（各々、下記「11 その他(2) 本債券の様式」に定義される。）またはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託されている間は、本債券の所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付された日に本債券の所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して、Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden（または本段落に従って通知されたその他の住所および/もしくは宛先）宛に交付され、かつその外側に「Urgent: Attention: Back Office」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

11 【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより（かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。）、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は支払期日までの経過利息とともに、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、額面金額にて償還される。

(i) 発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいずれかの支払を 15 日を超えて怠った場合。

- (ii) 発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなした後 30 日間当該懈怠が継続した場合。
- (iii) いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際にそれを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本 (iii) 記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 10,000,000 米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。
- (iv) いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、会社整理、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいずれかとする。

(2) 本債券の様式

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）の様式とする。仮大券は、発行日頃にユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（本書において「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（本書において「クリアストリーム」という。）およびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の仮大券は、発行日から少なくとも 40 日目の日（以下「交換日」という。）以後、非米国人実質所有証明書により、その全部または一部を、利札が付されていない恒久大券の持分に交換することができる。恒久大券の持分への交換が不当に保留または拒否される場合を除き、交換日以後は、仮大券に基づく利息の支払いは一切なされない。さらに、本債券に関する利息は、非米国人実質所有証明書なしにその支払いを受けることはできない。

発行者は、仮大券の所持人の交換請求から 7 日以内に、

- (i) 財務代理人の指定事務所における仮大券の呈示および（最終交換の場合は）提出、および
- (ii) 財務代理人による非米国人実質所有証明書の受領

と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、かかる恒久大券をその条項に従って、直ちに交付することを保証する。

恒久大券の元本金額は、非米国人実質所有証明書において特定された元本金額の総額に等しいものとする。ただし、いかなる場合でも、恒久大券の元本金額は、仮大券の当初の元本金額を超えないものとする。

恒久大券の元利金は、証明書が要求されることなく支払われる。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表した場合、または (b) 上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から 30 日以内に、財務代理人または財務代理人が指図する者への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札が付されたかかる確定債券を恒久大券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表章される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になした各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のその時々それぞれの規則と手続により定められる。本債券が大券により表章されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

(3) 権 利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、（本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず）その完全な所有者として扱われ（法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。）、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4) 時 効

本債券は本債券の支払の関連日（上記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定義される。）後、10 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。

(5) その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を随時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6) 切り上げ、切り下げ

本書における計算については、（本書において他に定める場合を除き）(a) かかる計算から生じるすべての百分率につき、（必要であれば）0.00001%未満を四捨五入し、(b) かかる計算において用いられる、またはかかる計算から生じる円貨額につき、1 円未満を切り上げるものとする。

(7) 本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。更に、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

- (8) いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約（第三者の権利）法（1999）に基づく権利を有さないものとする。
- (9) 計算代理人
 - (イ) 義務：本債券の条項および関連プライシング・サプルメントによる計算代理人の義務の遂行に際し、計算代理人は、別段の定めがない限り、その単独かつ完全なる裁量により行為する。本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントに基づくまたは本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントによる計算代理人のいかなる義務または裁量権の履行または行使（計算代理人によるその他の者に対する通知の交付を含むが、これに限定されない。）における、計算代理人によるいかなる遅延、繰延、猶予も、かかる義務または裁量権のその後の遂行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、計算代理人および発行者は、かかる遅延、繰延、猶予に関し、またはその結果として生じた責任を負わない。
 - (ロ) 決定、通知等：関連プライシング・サプルメントに基づきまたは関連プライシング・サプルメントにより、計算代理人による決定、構成、行使が要求または許可されたすべての金額または状態、状況、事由もしくはその他の事態または意見の形成または裁量の行使について、計算代理人により本債券の要項のために付与され、表明され、なされ、または取得されたすべての通知、意見、決定、証明、計算および相場は、（故意による不正行為、悪意または明白な誤りがない場合）最終的であり、発行者、財務代理人、本債券の所持人および本債券に関連するその他の者を拘束し、（上記に従い）計算代理人は、かかる目的のためのその権限、義務および裁量権の行使に関して、本債券の所持人に対して責任を負わない。

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の法律顧問であるミリアム・アブデルバリ氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは発行者により適法に授權され、スウェーデン王国法上適法である。
- (2) 本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への有価証券届出書の提出のため発行者に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授權は取得されている。
- (3) 発行者またはその代理人による有価証券届出書の関東財務局長への提出は2005年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授權されており、スウェーデン王国法上適法である。
- (4) 有価証券届出書（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）
平成26年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

提出者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面



Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

To: The Director-General of the Kanto Local Finance Bureau

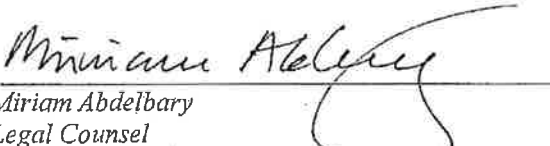
Filed on: 23 July 2014

The Name of the Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT
(PUBL)

The Signature of Representative:


Ingela Nachtweij
Head of Operations


Miriam Abdelbary
Legal Counsel

- (1) The Registrant has submitted the Securities Report continuously for one (1) year.
- (2) The aggregate principal amount of the bonds that have been issued or distributed by the Registrant in Japan by filing Securities Registration Statement is 10 billion Yen or more.

AB Svensk Exportkredit
Swedish Export Credit Corporation

Klarabergsviaduktionen 61-63, Box 194, 101 23 Stockholm Tel 08-613 53 00, Fax 08-20 38 94, Org.nr. 556084-0315, www.sek.se



(訳 文)

提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関 東 財 務 局 長 殿

2014 年 7 月 23 日提出

提出者の名称 スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名 (署 名)

インゲラ・ナクトウェイジ
ヘッド・オブ・オペレーションズ

(署 名)

ミリアム・アブデルバリー
法律顧問

- (1) 提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- (2) 提出者が日本国において有価証券届出書を提出することにより発行し、または交付された債券の券面総額は百億円以上であります。

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち 主要なものを要約した書面

1. 設 立

(1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行（AB Svensk Exportkredit）（英語名 Swedish Export Credit Corporation）（以下「SEK」または「当社」という。）は、スウェーデン王国（以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。）とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944年制定のスウェーデン会社法に基づき1962年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案1962年第125号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEKの主たる事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, Stockholm, Sweden（郵便物の宛先は、P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden）である。

(2) 目 的

定款第3条に基づき、親会社の目的は、スウェーデンのインフラストラクチャー等、スウェーデンの輸出産業に直接的または間接的に関連するスウェーデンのための活動の発展を促進するためならびにスウェーデンの産業の国際化および競争力の強化のために、銀行業および金融事業法（Banking and Financing Business Act）（2004年第297号）に従い、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の財務活動には、（i）資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。）、（ii）貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）、（iii）保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと、ならびに（iv）有価証券の保有および取引を行うことが含まれるが、これらに限られない。

「財務活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。）。
2. 貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）。
3. その他の金融事業に関与すること（例えば、債権の取得および動産のリース）。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の保有および取引を行うこと。
8. 当社の事業および当社の債権保全のために必要と認められる限度で不動産および動産を取得すること。
9. 証券市場法（Securities Market Act）（2007年第528号）に従って投資事業を行うこと。
10. 上記の業務に基づくその他の事業を行うこと。

2. 資本構成

(1) 連結資本構成

2013年12月31日および2012年12月31日現在の SEK の連結資本ならびに株主資本は次の表に示す通りである。

	(単位：百万クローナ)	
	2013年12月31日	2012年12月31日
非劣後債	269,216.0	272,637.0
劣後債	1,607.0	3,013.0

株主資本(それぞれ2013年12月31日および2012年12月31日現在)

	(単位：百万クローナ)	
	2013年12月31日	2012年12月31日
株式資本(1株当たり引用価値1,000クローナの株式3,990,000株)	3,990.0	3,990.0
準備金(ヘッジおよび公正価値準備金)	135.7	449.9
利益剰余金	10,864.6	9,939.7
株主資本合計	14,990.3	14,379.6
資本合計	285,813.3	290,029.6

(2) 大株主

現在の株式の合計は 3,990,000 株である。2003年6月30日以降はスウェーデン政府が SEK の唯一の(100%)株主となっている。スウェーデン政府は全株を保有している。定款に基づき、親会社が自己の保有する株式と同じクラスの既存株主以外の者に株式を譲渡する場合には、親会社の株主は、新株引受権を有する。

親会社の株式の保有割合は次の表に示す通りである。

株主	保有割合	保有株式数
スウェーデン政府	100.00%	3,990,000
合計	100.00%	3,990,000

3. 業務の概況

当社の歴史と発展

SEK はスウェーデン会社法に基づく「公開会社」であり、財務省を通してスウェーデン政府（以下「スウェーデン」または「スウェーデン政府」という。）が完全所有している。

親会社は、輸出業者および海外の顧客の双方の長期貸付の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962年に設立された。SEK の目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデンおよび海外の財務活動に従事することである。親会社の存続期間は無期限である。

事業の概要

SEKは、スウェーデンの産業および通商の発展および国際競争力を促進する目的で、スウェーデンの輸出産業に金融ソリューションを提供している。その事業活動は、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対する貸付に重点を置いており、企業への貸付、輸出貸付、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、貿易融資およびリースを行っている。SEKは、企業および金融機関ならびに国内および海外の投資家に金融ソリューションを提供している。SEKは「公的輸出金融制度以外」における市中固定金利または市中変動金利での商業的条件で貸付を展開しており、また「State Support System」（以下「公的輸出金融制度」という。）における市中固定金利より低い固定金利での政府助成による条件で貸付を提供している。公的輸出金融制度は、SEKがスウェーデン政府に代わり報酬を受けて運営を行う。

SEKは1962年の創業以来、長年にわたり事業を展開してきた。SEKは輸出融資分野にその起源を置いているが、SEKの商品範囲は拡大されてきた。しかし、SEKは依然として金融市場における特定分野の事業者である。SEKは主に貸付を業務としており、そのためスウェーデンにおいて事業を行っている銀行の補完的な役割を果たしている。SEKは、その独自の立場により、銀行およびその他の金融機関に協力していると言える。SEKは長年、積極的に新しい金融ソリューションを構築してきた。SEKは長期輸出関連金融を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これがSEKの事業の運営における重要な要素となっている。SEKは国際資本市場における借入業務を通じて金融商品における専門性を高めた。

SEKは、国内、北欧およびその他海外の投資家およびパートナーとSEKとの関係が顧客の要望に合致する金融ソリューションの開発能力を強化すると確信している。SEKはこの関係のネットワークにより、協調融資協定、ならびにベンチマーキングおよびリスク・マネジメントや事業システム等の分野での提携に参加することが可能となっている。

2013年度におけるスウェーデンの輸出業者およびその顧客に対するSEKの新規貸付額は、557億クローナ（2012年度：562億クローナ）であった。最終顧客融資は390億クローナ（2012年度：386億クローナ）であり、企業貸付の実行額は167億クローナ（2012年度：176億クローナ）であった。

これらの比較的高い貸付額には複数の要因がある。第一に、スウェーデンの輸出業者の商品の購入者の多くに、融資を確保する高い需要があること。第二に、SEKが提供する現地通貨の中から購入資金の調達を行う機会が購入者に提供されていることによって、最終顧客融資に対する需要が高まっていること。第三に、我々は企業の運転資金調達ニーズが増加したと考えている。資本市場の動きは依然として活発だが、これは主として最高の信用格付を有し、この市場を利用することができる大手企業に利益をもたらす。

知名度の低い企業が資本市場を利用するのはリスクの評価がより難しいため、より困難である。金融部門の新たな規制が、銀行の小規模企業に対する融資意欲に与える影響によって、これらの企業に融資を提供するSEKの役割は増加する可能性がある。

スウェーデン輸出産業の振興に関するSEKの能力を一層強化するための追加策として、2009年2月5日、政府は、2009年度中、スウェーデン国債局を通してSEKに1,000億クローナの融資枠の利用を提供すると決定し、この措置は議会で承認された。さらに、議会は、4,500億クローナを上限とする2009年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。2010年、議会はさらに2,500億クローナ（すなわち、2009年度に利用可能とされた保証を2,000億クローナ下回る限度額）を上限とする2010年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。2011年1月および2012年1月、当該融資枠および政府保証の購入権は共に2011年および2012年もそれぞれ同一条件で延長されることとなった。2012年12月、政府は、2013年度の政府保証の購入権および融資枠を最大1,000億クローナまでさらに延長することを決定した。2013年度の承諾済総額のうち、800億クローナが政府支援による貸付（CIRR）、200億クローナが商業輸出融資を対象としていた。2013年12月、政府支援による貸付（CIRR）を対象とする融資枠は2014年

まで延長された。かかる融資枠で補償される総額は800億クローナに限定されている。また、2,500億クローナを上限とする借入のための保証を購入するSEKの権利も、2014年まで延長された。SEKにはこれまで、当該融資枠に基づく資金の引出しまたはスウェーデン政府保証を購入する必要は生じていない。

2013年度中、完全所有子会社であるSEK Financial Advisors AB、SEK Financial Services AB、SEK Customer Finance ABおよびSEK Exportlån ABが売却された。これらの売却により、連結グループにマイナス0.1百万クローナの損失が生じた。

2011年4月13日、SEKは、完全所有子会社であるAB SEKTIONENの全株式を、LMK Industri AB Groupの企業に売却した。この売却によりSEKに105.1百万クローナの利益が生じ、その他の営業収益に計上された。AB SEKTIONENの主な資産はその建物であり、SEKの本社が現在入居している新たな賃貸物件に移転した2010年12月17日まで、SEKの本社として使用されていた。株式の売却前にAB SEKTIONENが行っていた唯一の事業は、SEKへの建物の賃貸であった。

取締役会は、当社の配当方針に従って総額327.0百万クローナ（2012年度：212.6百万クローナ）の配当を支払うよう年次総会に提案することを決議した。

SEKは、本書の提出日以前の3事業年度において、実質的な資本的支出は行っておらず、その他の実質的な処分や買収（他の会社の株式を含む。）も行っていない。

4. 経理の状況

以下の SEK の財務書類はスウェーデンで一般に認められた会計原則に従って作成され、当社のスウェーデン公認会計士により監査されたものであり、グループの財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）によって発表され、さらに EU によって採択された国際財務報告基準に従って作成されている。これらの原則および財務情報の表示方法は日本の会計原則および表示方法とは異なる可能性がある。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年
受取利息	4,157.6	5,406.9
支払利息	-2,602.8	-3,527.0
純利息収益	1,554.8	1,879.9
受取手数料	8.7	11.1
支払手数料	-13.8	-10.9
金融取引の純業績	408.4	-507.7
その他の営業収益	0.0	19.9
営業収益	1,958.1	1,392.3
人件費	-290.1	-292.2
その他の管理費	-185.4	-232.8
非金融資産の減価償却費	-35.8	-19.5
純信用損失	-38.7	-23.4
営業利益	1,408.1	824.4
税金	-318.0	-115.6
当年度純利益(税引後)¹	1,090.1	708.8
その他の包括利益		
損益に再分類される項目		
<i>売却可能証券²</i>	3.9	7.5
<i>キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券²</i>	-406.7	168.2
損益に再分類される項目への課税	88.6	-20.4
損益に再分類される項目(純額)	-314.2	155.3
損益に再分類されない項目		
<i>確定給付制度の再評価</i>	60.8	4.8
損益に再分類されない項目への課税	-13.4	-1.1
損益に再分類されない項目(純額)	47.4	3.7
その他の包括利益合計	-266.8	159.0
包括利益合計¹	823.3	867.8
<hr/>		
(単位：クローナ)		
1株当たり利益(希薄化考慮後)³	273.2	177.6

1 全利益は、親会社の株主に帰属する。

2 連結株主資本変動計算書を参照されたい。

3 2013年度の平均株式数は3,990,000株（2012年度末：3,990,000株）である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	8,337.3	2,338.2
財務省証券/国債	4,594.8	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	64,151.1	77,693.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	60,957.7	57,889.8
金融機関への貸付	24,819.1	22,083.6
一般への貸付	125,552.9	115,478.2
デリバティブ	14,227.9	25,711.2
有形固定資産・無形資産	150.2	150.3
その他の資産	1,039.3	4,024.5
前払費用および未収収益	2,723.6	2,655.0
資産合計	306,553.9	313,135.6
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	8,256.1	14,490.3
一般からの借入	59.3	56.9
発行済非劣後証券	260,900.4	258,090.1
デリバティブ	16,788.0	16,421.0
その他の負債	785.5	3,462.3
未払費用および前受収益	2,432.8	2,407.6
繰延税金負債	682.8	718.9
引当金	51.8	96.2
発行済劣後証券	1,606.9	3,012.7
負債合計	291,563.6	298,756.0
株式資本	3,990.0	3,990.0
準備金	135.7	449.9
利益剰余金	10,864.6	9,939.7
株主資本合計	14,990.3	14,379.6
負債および株主資本合計	306,553.9	313,135.6
約定担保等		
デリバティブ担保契約に基づく現金担保	6,945.8	2,544.4
貸付の対象となっている利付証券	160.0	39.8
偶発資産および偶発債務	1.0	1.1
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	20,480.2	25,915.1
拘束力のある融資申出	35,083.0	33,841.2

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年
受取利息	4,147.8	5,395.2
支払利息	-2,603.7	-3,527.8
純利息収益	1,544.1	1,867.4
子会社配当金	3.9	9.7
受取手数料	2.6	5.6
支払手数料	-11.2	-10.7
金融取引の純業績	408.3	-507.7
その他の営業収益	0.0	19.9
営業収益	1,947.7	1,384.2
人件費	-289.5	-294.5
その他の管理費	-183.7	-230.6
非金融資産の減価償却費	-35.8	-19.5
信用損失引当金	-48.7	-28.7
子会社株式の減損の戻し入れ	3.5	-
営業利益	1,393.5	810.9
非課税準備金の変更分	-173.0	-53.0
税金	-275.2	-209.9
当年度純利益(税引後)	945.3	548.0

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	8,318.5	2,313.1
財務省証券/国債	4,594.8	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	64,151.1	77,693.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	60,959.0	57,900.6
金融機関への貸付	24,819.1	22,083.6
一般への貸付	125,552.9	115,478.2
デリバティブ	14,227.9	25,711.2
子会社株式	64.7	82.3
有形固定資産・無形資産	150.2	150.3
その他の資産	1,039.3	4,022.2
前払費用および未収収益	2,723.6	2,655.0
資産合計	306,601.1	313,201.3
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	8,266.1	14,500.3
一般からの借入	136.8	121.9
発行済非劣後証券	260,900.4	258,090.1
デリバティブ	16,788.0	16,421.0
その他の負債	784.8	3,480.5
未払費用および前受収益	2,432.7	2,407.5
繰延税金負債	43.0	132.3
引当金	28.8	12.9
発行済劣後証券	1,606.9	3,012.7
負債合計	290,987.5	298,179.2
非課税準備金	2,910.9	2,737.9
株式資本	3,990.0	3,990.0
法定準備金	198.0	198.0
公正価値準備金	135.7	449.9
利益剰余金	7,433.7	7,098.3
当年度純利益	945.3	548.0
株主資本合計	12,702.7	12,284.2
負債および株主資本合計	306,601.1	313,201.3
約定担保等		
デリバティブ担保契約に基づく現金担保	6,945.8	2,544.4
貸付の対象となっている利付証券	160.0	39.8
偶発資産および偶発債務	-	-
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	20,480.2	25,915.1
拘束力のある融資申出	35,083.0	33,841.2

連結株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	準備金		利益剰余金
			ヘッジ準備金	公正価値準備金	
(単位：百万クローナ)					
株主資本期首残高(2012年1月1日現在)	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8	9,683.5
改訂IAS第19号の適用による影響	-36.3				-36.3
改訂IAS第19号の適用による影響後の調整済					
株主資本期首残高(2012年度)	13,931.8	3,990.0	319.4	-24.8	9,647.2
当年度純利益	708.8				708.8
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	7.5			7.5	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	358.2		358.2		
再分類済損益	-190.0		-190.0		
損益に再分類される項目への課税	-20.4		-18.4	-2.0	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	4.8				4.8
損益に再分類されない項目への課税	-1.1				-1.1
その他の包括利益合計	159.0		149.8	5.5	3.7
包括利益合計	867.8		149.8	5.5	712.5
配当金	-420.0				-420.0
株主資本期末残高(2012年度)¹	14,379.6	3,990.0	469.2	-19.3	9,939.7
株主資本期首残高(2013年度)	14,379.6	3,990.0	469.2	-19.3	9,939.7
当年度純利益	1,090.1				1,090.1
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	3.9			3.9	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-127.4		-127.4		
再分類済損益	-279.3		-279.3		
損益に再分類される項目への課税	88.6		89.5	-0.9	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	60.8				60.8
損益に再分類されない項目への課税	-13.4				-13.4
その他の包括利益合計	-266.8		-317.2	3.0	47.4
包括利益合計	823.3		-317.2	3.0	1,137.5
配当金	-212.6				-212.6
株主資本期末残高(2013年度)¹	14,990.3	3,990.0	152.0	-16.3	10,864.6

1 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

親会社の株主資本変動計算書

(単位：百万クローナ)	株主資本	株式資本	法定準備金	公正価値準備金		利益剰余金
				ヘッジ準備金	公正価値準備金	
株主資本期首残高(2012年度)	12,000.9	3,990.0	198.0	319.4	-24.8	7,518.3
当年度純利益	548.0					548.0
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	7.5				7.5	
キャッシュフロー・ヘッジの デリバティブ証券	358.2			358.2		
再分類済損益	-190.0			-190.0		
損益に再分類される項目への課税	-20.4			-18.4	-2.0	
その他の包括利益合計	155.3			149.8	5.5	
包括利益合計	703.3			149.8	5.5	548.0
配当金	-420.0					-420.0
株主資本期末残高(2012年度)	12,284.2	3,990.0	198.0	469.2	-19.3	7,646.3
株主資本期首残高(2013年度)	12,284.2	3,990.0	198.0	469.2	-19.3	7,646.3
当年度純利益	945.3					945.3
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	3.9				3.9	
キャッシュフロー・ヘッジの デリバティブ証券	-127.4			-127.4		
再分類済損益	-279.3			-279.3		
損益に再分類される項目への課税	88.6			89.5	-0.9	
その他の包括利益合計	-314.2			-317.2	3.0	
包括利益合計	631.1			-317.2	3.0	945.3
配当金	-212.6					-212.6
株主資本期末残高(2013年度)	12,702.7	3,990.0	198.0	152.0	-16.3	8,379.0

連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	連結グループ	
	2013年	2012年
営業活動		
営業利益 ¹	1,408.1	824.4
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
信用損失引当金	46.5	34.2
減価償却費	35.8	19.5
為替差額	-12.0	-3.8
未実現の公正価値の変動額	260.5	1,151.7
その他	-57.7	116.9
法人税支払額	-270.6	-285.7
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	2.5	1,032.8
貸出実行額	-60,237.4	-50,370.8
貸出返済額	41,693.2	48,843.3
保有債券および証券の純減	12,446.9	-9,469.4
貸出に関連するデリバティブ	148.1	36.7
その他の変動(純額)	631.7	-453.6
営業活動からのキャッシュフロー	-3,906.9	-9,556.6
投資活動		
資本的支出	-35.3	-41.7
投資活動からのキャッシュフロー	-35.3	-41.7
財務活動		
短期非劣後債務手取額	12,837.5	11,842.7
長期債務手取額	98,238.1	43,156.5
債務返済額	-59,829.6	-27,141.6
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-44,841.8	-22,694.4
債務に関連するデリバティブ	3,768.0	3,440.9
支払配当	-212.6	-420.0
財務活動からのキャッシュフロー	9,959.6	8,184.1
当年度のキャッシュフロー(純額)	6,017.4	-1,414.2
現金および現金等価物の為替差額	-18.3	2.8
期首現金および現金等価物残高	2,338.2	3,749.6
期末現金および現金等価物残高²	8,337.3	2,338.2

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

1 受領済受取利息および支払済支払利息	連結グループ	
(単位：百万クローナ)	2013年	2012年
受領済受取利息	4,088.6	6,492.2
支払済支払利息	2,527.4	4,477.3

2 現金および現金等価物	連結グループ	
(単位：百万クローナ)	2013年	2012年
銀行預金	418.2	148.2
現金等価物	7,919.1	2,190.0
現金および現金等価物合計	8,337.3	2,338.2

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社のキャッシュフロー計算書

	親会社	
(単位：百万クローナ)	2013年	2012年
営業活動		
営業利益 ¹	1,220.5	757.9
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損子会社株式の評価損の戻し入れ	-3.5	-
減損金融商品の評価損	46.5	26.7
減価償却費	35.8	19.5
子会社の売却益	-0.4	-
為替差額	-11.9	-3.8
未実現の公正価値の変動額	260.5	1,151.7
その他	157.4	177.0
法人税支払額	-272.8	-299.9
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	211.6	1,071.2
貸出実行額	-60,237.4	-50,370.8
貸出返済額	41,693.2	48,878.0
保有債券および証券の純減	12,446.9	-9,474.7
貸出に関連するデリバティブ	148.1	36.7
その他の変動(純額)	616.6	-461.6
営業活動からのキャッシュフロー	-3,900.5	-9,563.3
投資活動		
資本的支出	-35.3	-41.7
投資活動からのキャッシュフロー	-35.3	-41.7
財務活動		
短期非劣後債務手取額	12,837.5	11,842.7
長期債務手取額	98,238.1	43,156.5
債務返済額	-59,829.6	-27,076.6
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-44,841.8	-22,694.4
債務に関連するデリバティブ	3,768.0	3,440.9
支払配当	-212.6	-420.0
財務活動からのキャッシュフロー	9,959.6	8,249.1
当年度のキャッシュフロー(純額)	6,023.8	-1,355.9
現金および現金等価物の為替差額	-18.4	2.8
期首現金および現金等価物残高	2,313.1	3,666.2
期末現金および現金等価物残高²	8,318.5	2,313.1

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

1 受領済受取利息および支払済支払利息		親会社	
(単位：百万クローナ)	2013年	2012年	
受領済受取利息	4,078.8	6,480.5	
支払済支払利息	2,528.4	4,478.1	

2 現金および現金等価物		親会社	
(単位：百万クローナ)	2013年	2012年	
銀行預金	399.4	123.1	
現金等価物	7,919.1	2,190.0	
現金および現金等価物合計	8,318.5	2,313.1	

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。